令和３年

第６回大磯町農業委員会総会会議録

日　時　令和３年６月２５日　午後１時３０分から
場　所　大磯町役場　本庁舎４階　第２委員会室

１　出席委員

１番　西　方　敬	９番　竹　内　浩
２番　柳　田　三千夫	１０番　近　藤　剛　司
３番　二　宮　賢　一	１１番　鈴　木　洋　有
５番　野　﨑　健　一	１２番　石　井　雅　浩
６番　今　井　正	１３番　安　池　雅　美
	１５番　青　木　貞　治
８番　吉　川　京　男	１６番　戸　塚　昭　雄

２　欠席委員
　７番　福　島　啓

３　遅刻委員
　なし

４　農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)
　西　川　克　己　　柏　木　博　　吉　川　正　　守　屋　正　三

５　出席した書記
　事務局長　　久保田　徳人
　主事　　白川　春

６　議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　議案第 19 号 農地利用集積計画書の決定について
　　報告第１号　大磯町の平均的農地賃借料について
　　報告第２号　農地転用適用除外（２ａ未満の農業用施設)の届出書について
　　報告第３号　農地法第 18 条第６項の規定による通知について
　　報告第４号　農地法第３条の３の規定による受理通知書について
　　報告第５号　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について

議長　ただ今の出席委員は１３名で、定足数に達しておりますので令和３年第６回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、７番福島啓委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長　次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、５番野﨑健一委員と６番今井正委員を会議録署名委員として指名いたします。

また、本日は議案数が多いので議事日程の朗読と説明は省略いたします。

議長　それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第１９号「農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。

なお、議案第１９号１番から３番については同一案件ですので一括で審議します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　議案第１９号は議案書１ページから３ページの７件でございます。場所につきましては総会資料の１ページから６ページをご覧ください。

大磯町長より令和３年６月１６日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

まず、最初に議案第１９号１番から３番について朗読と説明をします。

事務局　　《議案第１９号１番から３番を朗読・説明》

書記　議案第１９号１番から３番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

借り手は新規就農者の方で、８月から大磯町に転入して専業農家を目指すため、認定新規就農者の申請を行っています。当該農地は、農業振興地域内の農振農用地２筆で、農地中間管理促進法と農業経営基盤強化促進法により使用貸借し、農地の一部にトラクター等を保管するための農業用倉庫を設置する予定です。意欲的な新規就農者が借りることで農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、６月１４日に西方会長職務代理者と西小磯地区担当の柳田委員及び事務局２名で現地確認を行っています。

議長　では、議案第１９号１番から３番について現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２番委員（柳田）　２番柳田です。議案第１９号１番から３番の農地について、６月１４日に西方会長職務代理者と私と事務局２名で現地確認を行いました。

当該農地は西小磯の国道１号線と東海道本線の間に位置する優良な農振農用地で、新規就農者が借りることで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られるとのことです。

議長　議案第１９号１番から３番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長　質疑がないようですので、議案第１９号１番から３番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第１９号１番から３番は原案とおり決定いたしました。
　では、次に議案第１９号４番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　《議案第１９号４番を朗読・説明》

書記　議案第１９号４番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。
　借り手は今月から大磯町に参入した法人で、事業拡大と効率的な営農を図るために利用権設定で借りた農地に隣接する当該農地を借りるものです。遊休化した農地を法人が借りることで農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。
　なお、６月１４日に西方会長職務代理者と生沢地区担当の竹内委員及び事務局２名で、で現地確認を行っています。

議長　では、議案第１９号４番について現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

９番委員（竹内）　９番竹内です。議案第１９号４番の農地について、６月１４日に西方会長職務代理者と私と事務局２名で現地確認を行いました。
　当該農地は遊休化した優良な農振農用地で、法人が借りることで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られるとのことです。
　これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員　周りを他の畑に囲まれている畑ですが接道はあるのですか。

書記　先月に当該農地に隣接する畑を借りていますが、こちらの畑の北側に農道があるので接道の問題はありません。また、当該農地の南側に軽トラックが通れる程の農道があります。

議長　他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第１９号４番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第１９号４番は原案とおり決定いたしました。
　では、次に議案第１９号５番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　《議案第１９号５番を朗読・説明》

書記　議案第１９号５番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。
　借り手は地元の専業農家で、営農拡大を図るために当該農地を借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。
　なお、６月１４日に西方会長職務代理者と虫窪地区担当の二宮委員及び事務局２名で、で現地確認を行っています。

議長　議案第１９号５番について現地調査をお願いした虫窪地区担当の二宮委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

３番委員（二宮）　３番二宮です。議案第１９号５番の農地について、６月１４日に西方会長職務代理者と私と事務局２名で現地確認を行いました。
　当該農地は優良なミカン畑で、地元の専業農家が借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。
　では議案第１９号５番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員　素晴らしいミカン畑ですが、なぜ貸し出しをするのですか。後継者がいないのでしょうか。

書記　農地所有者の農家は他にも多くのミカン畑を所有していますが、高齢者であるためすべての農地を維持管理していくことが困難になったとのことです。また、息子さんがいらっしゃいますが、親元で農家を引き継ぐ予定でしたが、最近になって継承することを諦めた経緯があります。

委員　実は私にも賃借の話がありました。優良なミカン畑ですが栽培しているミカンの種類が希望していたものでなかったので受けませんでした。今回、農地を借りる農家は意欲的にミカン栽培を行っているミカン専業農家ですので、きちんと維持管理できると思います。

委員　虫窪地区はイノシシの被害があるのではないか。ミカンは被害がないのか。

書記　イノシシは、最初はミカンを食べませんでした。しかし、一旦ミカンの味を覚えたら食べるようになってしまいました。ミカンの木の根の部分を掘ったり、背を伸ばして高い所の実も食べますので、体重が架かって枝が折られてしまい、ミカンの木が枯れてしまうそうです。当該農地もイノシシ対策として電気柵を施行しています。

委員　現在はイノシシよりもシカによる被害がある。シカがミカンの木の若葉を食べてしまう。
　また、イノシシ用の電気柵は飛び越えてしまいますので電線を高くしなければならない。

議長　他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第１９号５番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第１９号５番は原案とおり決定いたしました。

議長　次に議案第１９号６番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　《議案第１９号６番を朗読・説明》

書記　議案第１９号６番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。
　借り手は大磯町に新規就農した当初から非農家が相続した当該農地を継続して借りており、今回で２回目の再設定をすることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。
　なお、６月１４日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局２名で現地確認を行っています。

議長　では、議案第１９号６番について現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から

現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２番委員（柳田）　２番柳田です。議案第１９号６番の農地について、６月１４日に私と事務局２名で現地確認を行いました。

借り手の農家が、非農家の所有する当該農地を継続して借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

では議案第１９号６番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長　質疑がないようですので、議案第１９号６番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員（多数）により、議案第１９号６番は原案とおり決定いたしました。

次に議案第１９号７番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　《議案第１９号７番を朗読・説明》

書記　議案第１９号７番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

借り手は昨年に参入した法人で非農家が相続した農地を再び借りることで、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、６月１４日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局２名で現地確認を行っています。

議長　では、議案第１９号７番について現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２番委員（柳田）　２番柳田です。議案第１９号７番の農地について、６月１４日に私と事務局２名で現地確認を行いました。

借り手の法人は、昨年からこの地域の農地を他の法人とともに営農活動を行っており、非農家が所有する農地を継続して借りることで農地の遊休化防止と地域の農業振興が図ら

れると考えられます。

議長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られるとのことです。

　では議案第１９号７番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長　質疑がないようですので、議案第１９号７番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙　手》

議長　賛成者全員により、議案第１９号７番は原案とおり決定いたしました。

　以上ですべての利用権設定の案件が終了しました。

　なお、議案第１９号１番から７番の決定事項は、町長に通知いたします。

議長　次に報告第１号「大磯町の平均的農地賃借料について」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　報告第１号「大磯町の平均的農地賃借料について」につきましては、議案書４ページをご覧ください。

事務局　《報告第１号を朗読》

書記　令和２年１月から令和２年１２月までの大磯町の１０アール（１反≒１，０００㎡）当たりの平均的農地賃借料につきましては、前年と比較して水田の賃借料は１０，２００円から１０，３００円に、畑の賃借料は１１,５００円から１１，７００円となりました。

　なお、今回の賃借料につきましては農地法第５２条に基づき、農地の賃借料情報を告示し、町のホームページにも掲載する予定です。

議長　ただ今の報告第１号について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第１号を終わります。

議長　次に、報告第２号「農地転用適用除外（２ａ 未満の農業用施設)の届出書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記　報告第２号「農地転用適用除外（２ａ 未満の農業用施設)の届出書」につきましては、議案書５ページの１件でございます。場所につきましては、総会資料の３ページをご覧ください。

事務局　　《報告第２号１番を朗読》

書記　報告第２号１番につきましては、農地法第４条第１項第８号及び農地法施行規則第２９条に基づき、面積が２アール未満で必要最小限の規模の農業用施設に限り、農地転用の適用除外が認められています。

　届出の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

　なお、６月１４日に西方会長職務代理者と生沢地区担当の竹内委員及び事務局２名で現地確認を行い、届出どおりであることを確認しております。

議長　報告第２号１番については現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

９番委員（竹内）　９番竹内です。報告第２号１番について、６月１４日に西方会長職務代理者と私と事務局２名で現地確認を行いました。

　当該地の農業用施設は、耕耘機などの農機具類を保管するために単管パイプとトタン板で作られた簡易的な倉庫と農業用水タンクで、届出どおり設置されていることを確認しています。

議長　ありがとうございました。ただ今の報告第２号１番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第２号を終わりにします。

議長　続きまして、報告第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記　報告第３号「農地法第１８条第６項の規定による通知」につきましては、議案書６ペー

ジの１件でございます。場所につきましては、総会資料の７ページをご覧ください。

事務局　　《報告第３号１番を朗読》

書記　報告第３号１番につきましては、農地に係る賃貸借契約の合意解約についての通知で、期間満了前に解約により農地を賃借人に引き渡すこととなる日より前６カ月以内に成立した合意であって、その旨が署名により明らかな場合、３０日以内に農業委員会に通知することにより農地法第１８条の許可を受けなくても解約ができます。

今回は農地中間管理機構との契約が１年間残っていますが、相続が発生したため一旦契約を解除するものです。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長　ただ今の報告第３号１番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第３号を終わります。

議長　次に、報告第４号の「農地法第３条の３の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　報告第４号の「農地法第３条の３の規定による受理通知書」については、議案書７ページの２件でございます。

事務局　　《報告第４号１番と２番を朗読》

書記　報告第４号１番と２番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長　ただ今の報告第４号１番と２番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第４号を終わります。

議長　次に報告第５号「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記　報告第５号「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書８ページ及び９ページの５件でございます。場所につきましては総会資料の８ページから１２ページをご覧ください。

事務局　　《報告第５号１番から５番を朗読》

書記　報告第５号１番から５番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長　ただ今の報告第５号１番から５番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長　よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第５号を終わります。

議長　以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長　よろしいですか。それでは以上をもちまして令和３年第６回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

（午後２時２８分）